

藤崎町水道事業経営戦略

1. 策定日及び計画期間

策定日 平成29年3月

計画期間 平成29年度～平成38年度

2. 事業概要

(1) 事業の現況

イ 給水

供用開始年月日	昭和29年12月1日
地方公営企業法適用の区分	法適用(全部)
計画給水人口	16,191人
現在給水人口	15,345人
有収水量密度	0.35千m ³ /ha

ロ 施設

水源	津軽広域水道企業団からの受水
施設数	配水施設 2カ所(西豊田浄水場・常盤浄水場)
施設能力	6,630m ³ /日
管路延長	98.9km
施設利用率	60.7%

ハ 料金

・料金体系の概要

当町の水道料金は、基本料金と従量料金との二部料金制で用途別料金を採用しています。料金表は下表のとおりであります。料金算定には資産減耗費は採用していません。

・料金改定年月日 平成18年4月1日(消費税のみの改定は含まない)

○水道料金表

	用途別	基本水量	金額
基本料金	家庭用	8 m ³	2,073 円
	営業用	13 m ³	3,369 円
	団体用	13 m ³	3,369 円
	湯屋用	130 m ³	33,696 円
	工業用	130 m ³	33,696 円
	臨時用	13 m ³	3,369 円
	超過料金	全用途共通 (1 m ³ あたり)	

○メーター使用料

メーター口径	型 式	使用料
13mm まで	地下式(直読式)	86 円
20mm まで	地下式(直読式)	140 円
25mm まで	地下式(直読式)	172 円
40mm まで	地下式(直読式)	518 円
50mm まで	地下式(直読式)	1,036 円
50mm 超	地下式(直読式)	1,728 円
13mm まで	地上式(隔測式)	302 円
20mm まで	地上式(隔測式)	356 円
25mm まで	地上式(隔測式)	388 円
40mm まで	地上式(隔測式)	561 円
50mm まで	地上式(隔測式)	1,954 円
50mm 超	地上式(隔測式)	2,214 円

二 組織・人材・定員・給与に関する事項

水道事業は下水道事業と上下水道課の中で形成されています。

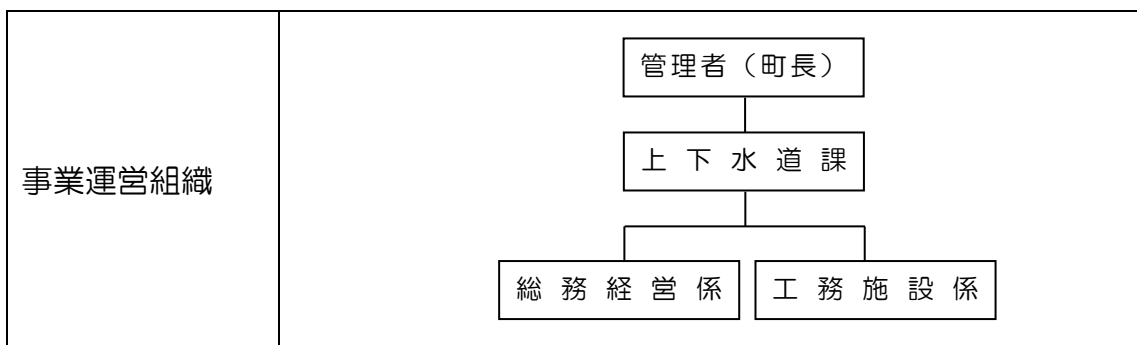
上下水道課の職員は8人で、うち水道事業は5名であります。

配置は、管理職1名、課長補佐1名、総務経営係1名、工務施設係2名であります。

水道事業の健全経営のためには、専門的な知識と技術の継承と向上が必要不可欠で、各種研修等へ積極的に参加しています。

職員の定員については第3次藤崎町定員適正化計画に基づき適正な定員管理をしています。

職員の給料については一般会計と同じ体系にしています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

浄水場の維持管理業務を民間に委託しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙1 経営比較分析表を参照。

3. 将来の事業環境

(1) 給水人口及び水需要の予測並びに料金収入の見通し

水道事業の経営は、料金収入でほとんど賄われています。そのため将来の給水人口・水需要の動向が経営に大きな影響を及ぼすことになります。

当町では平成27年度の水道ビジョン作成時に人口推計・水需要予測を行っています（別紙2参照のこと）。人口推計はコーホート要因法により推計し、水需要については、人口推計に基づき算出した給水人口で有収水量を推計しています。その結果によると平成30年度では、14,809人、平成34年度では14,261人、平成38年度では13,662人と給水人口は減少の一途をたどっていくことが予想されます。それに伴い水需要も人口の減少と節水型の給水用具の普及に伴い一日平均給水量で平成30年度では3,903^m³/日、平成34年度では3,704^m³/日、平成38年度では3,533^m³/日と給水人口と同様減少していくことが予想されます。

料金収入については現行料金の単価を用い水需要予測に基づく水量で算定しますと、平成30年度では330,666千円余り、平成34年度では317,636千円余り、平成38年度では305,120千円余りとなり、料金収入は減少していくことが予想されます。

(2) 施設の見通し及び今後の取組

当町の水道施設は、津軽広域水道企業団から受水している西豊田配水池と常盤配水池、そこから利用者へ配水している配水管があります。西豊田配水池は昭和56年度、常盤配水池は昭和61年度に建設され、配水管は昭和55年から昭和60年に布設されたものが多く、老朽化が進んでいます。また、当時の計画に基づいた管口径の管路が布設されているため、水需要予測で予測された有収水量の減少に対して管口径が過大な側面が伺えます。耐用年数を過ぎた施設・機械・管路については、長寿命化を図りながら更新していきます。

(3) 組織の見通し

職員の定員については第3次藤崎町定員適正化計画（平成27年度から平成31年度）で人数の増減はなく、現状の人員のまま事業をしていくことが予想されます。

4. 経営の基本方針

平成17年3月の町村合併に基づき、平成18年4月に料金改定し、平成26年4月には消費税の改正に伴う料金改定を行いました。

近年は、給水人口の減少や節水器具の普及のため、有収水量は毎年減少し、給水収益も同様に減少しています。その傾向は、水需要を予測した結果、今後も継続していくことが予想されています。さらに、配水池や管路の老朽化に伴い今後順次更新していくこととなり、水道事業の経営は厳しくなっていきます。よって、事業の効率化等を通して、コストの縮減に取り組んでいきます。

水道は町民の生活を支える大切なライフラインであり、欠かすことのできない事業であることから、藤崎町水道ビジョン並びに本経営戦略に基づき、「安全で安定した水の供給を町民に」を念頭に水道事業の健全経営に努めていきます。

5. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画

別紙3のとおり

(2) 投資財政計画の策定に当たっての説明

イ 投資についての説明

更新に係る建設改良費の縮減と更新費用の平準化を図り資金不足を発生させず、使用者の料金負担を極力抑え、安全で安定した水の供給をすることを念頭に事業経営をしていきます。

水道施設の更新につきましては、平成27年度アセットマネジメント策

定により、投資の平準化を図るために施設の長寿命化（耐用年数の1.2倍）を目標とし、更新していきます。なお、管路につきましては、配水量に見合った口径へのダウンサイジングを図り、管種につきましては、耐震性が高く、耐用年数が長く、コストを抑える管種で更新していきます。

平成29年度では、水道事業基本計画を策定し水道施設の更新を図っていきます。

□ 財源についての説明

水道事業を将来にわたって持続させるために、資金不足にならないための適正な財源確保を目指していきます。

- **水道料金**

水需要予測に基づき算出した給水量をもとに、算出しています。

- **企業債**

施設の更新費用の80%を企業債で賄うよう算出しています。

- **繰入金**

料金収入で賄うべきでない消火栓の維持管理、及び建設改良費等の経費を算出しています。

- **国庫補助金**

管路更新費用に国庫補助制度がないため計上していません。

ハ 投資以外の経費についての説明

委託料・修繕費等の維持管理費については、固定費に当たるものであるため、変動のないものとして計上しています。

動力費については、水需要が減っていることから、毎年度減少したものを計上しています。

職員給与費については、第3次藤崎町定員適正化計画に基づくと人員の増減がないため、変動のないものとして計上しています。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- **投資について検討状況等**

- イ **民間の資金・ノウハウ等の活用**

民間の資金・ノウハウ等の活用は予定していません。

- **施設・設備の廃止・統合**

管路については地区ごとの給水人口及び給水量を勘案して更新時に口径の減少を図っていきます。

ハ 施設・設備の合理化

施設・設備の合理化は予定していません。

二 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

平成27年度アセットマネジメント策定により、投資の平準化を図るために施設を長寿命化（耐用年数の1.2倍）し、更新していきます。

ホ 広域化

給水人口の減少が予想される中、今後の経営が厳しくなることが予想されるため近隣の自治体と事業の統合若しくは、部分的な事業の連携を検討していきます。

へ その他の取組

老朽管更新等に合わせて施設の耐震化を進めていきます。

・財源についての検討状況等

イ 料金

料金収入は毎年減少していくことが見込まれますが、計画期間中においては利益を保つことが可能であり資金不足にはならない見込ではあります。しかしながら、計画期間後の老朽管更新及び料金収入に更なる減少の見込がある場合は、料金改定の検討も必要となります。

ロ 企業債

据置期間を無くし元金均等方式の償還にして、利息の縮減を図ります。

ハ 繰入金

料金収入で経費を賄うので基準内繰入以外の繰入の必要はありません。

・投資以外の経費について検討状況等

イ 委託料

業務の他市町村との広域化を検討して費用を縮減していきます。

ロ 修繕費

水道資産を適正に更新することにより費用を縮減していきます。

ハ 動力費

現状のまま維持管理していきます。

二 人材・定員・給与

水道事業の健全経営のためには、専門的な知識と技術の継承と向上が必要不可欠で、各種研修等へ積極的に参加させます。

職員の定員については第3次藤崎町定員適正化計画に基づき適正な定員管理を推進していきます。

職員の給料については一般会計と同じ体系を維持していきます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の目標の実現に向けて、随時フォローアップしていきます。